

議案第 26 号

富津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

平成 24 年 2 月 21 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

水道事業の給水人口及び 1 日最大給水量の見直しを行うため、条例の一部を改正
するものである。

富津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富津市水道事業の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「富津市の区域内」を「富津市水道事業給水条例（昭和46年富津市条例第85号）第2条に規定する区域」に改め、同条第3項第1号中「47,687人」を「44,100人」に改め、同項第2号中「21,290立方メートル」を「20,300立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成24年5月1日から施行する。